

小値賀町議会第2回定例会 (第3日目)

1、出席議員 10名

1	番	近	藤	育	雄
2	番	松	屋	治	郎
3	番	宮	崎	良	保
4	番	末	永	一	朗
5	番	土	川	重	佳
6	番	小	辻	隆	治
7	番	浦		英	明
8	番	岩	坪	義	光
9	番	伊	藤	忠	之
10	番	立	石	隆	教

2、欠席議員 なし

議 事 日 程

小値賀町議会第2回定例会

平成26年6月19日（木曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（末永一朗議員 ・ 土川重佳議員）
- 第 2 議案第47号 小値賀町子ども・子育て会議条例案
- 第 3 議案第54号 小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案
- 第 4 報 告 第 2 号 平成25年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 5 議案第48号 小値賀町地区住民センター等整備事業分担金徴収条例案
- 第 6 議案第49号 小値賀町旧斑小学校特産品開発加工室条例案
- 第 7 議案第52号 小値賀町旧斑小学校特産品開発加工室の指定管理者の指定について
- 第 8 議案第50号 平成26年度小値賀町一般会計補正予算（第1号）
- 第 9 議案第51号 工事請負契約の締結について
（小値賀小中学校給食共同調理場建設工事）
- 第10 議案第53号 財産の取得について
- 第11 推 薦 第 1 号 小値賀町農業委員会委員の推薦について
推 薦 第 2 号 小値賀町農業委員会委員の推薦について
推 薦 第 3 号 小値賀町農業委員会委員の推薦について

第12 発議第3号 30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度
の堅持を求める意見書案

第13 町税等の滞納に関する調査の件について

第14 議員派遣の件について

午前 10 時 00 分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、4 番・末永一朗議員、5 番・土川重佳議員を指名します。

日程第 2、議案第 47 号、小値賀町子ども・子育て会議条例案を議題とし、昨日の議事を続けます。

9 番（伊藤忠之） 議長、動議。

議長（立石隆教） 伊藤議員

9 番（伊藤忠之） 私は、本案件について、修正動議を提出いたします。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） ただいま、伊藤議員から、議案第 47 号、小値賀町子ども・子育て会議条例案に対し、修正動議が提出されました。

この動議は、所定の賛成者がおりますので成立しました。

しばらく休憩します。

（修正案配付）

— 休 憩 午 前 10 時 2 分 —

— 再 開 午 前 10 時 3 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

議案第 47 号、小値賀町子ども・子育て会議条例案に対しては、伊藤忠之議員から、お手元に配りました修正の動議が提出されました。

したがって、これを原案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

伊藤議員

9 番（伊藤忠之） 小値賀町子ども・子育て会議条例案の修正案について、趣旨説明を行います。

提出された議案第 47 号、小値賀町子ども・子育て会議条例案につきましては、新しい条例が制定されるにも関わらず、第 1 条に設置の旨のみが述べられ、この条例案の制定の趣旨が設定されていません。

よって、この条例案制定の趣旨及び設置とし、第 1 条に明記するために、修正案を提出するものであります。

以上が、本修正案の趣旨であり、この趣旨に則り、議案第 47 号、小値賀町子ども・子育て会議条例案を、次のとおり修正するものです。

第1条の見出しを「設置」から「趣旨及び設置」に改め、第1条を「子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、小値賀町の子育て家庭からのニーズや子育て関係支援者から十分な意見を聴取し、施策に反映し、実施するための重要な会議として、小値賀町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。」と改めるものです。

第4条は、脱字、誤字を改めるものです。

何卒よろしくご審議の上、ご賛同賜りますようお願いいたします。

これで趣旨説明を終わります。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

（伊藤議員、自席に戻る）

議長（立石隆教） これから、討論を行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、原案及び修正案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、修正案に賛成者の発言を許します。

1番・近藤議員

1番（近藤育雄） 私は、伊藤議員から提出されました修正案に賛成の立場で討論させていただきます。

法や条例を問わず、その目的や趣旨を冒頭に謳うことは、常套的な手法であると考えます。本条例におきましても、第1条の冒頭でその趣旨を示すことにより、上位法や関係法を紐解くことなく、単独で体を成し得、また町民にも理解しやすい条例になるものと思います。

もとより、第2条以降については、諸手を挙げて賛成する立場であり、本会議は、今後の小値賀町にとって、そして子育て当事者にとって重要な意味を持つ会議になることと思います。

是非、委員を厳選した上で、早急に会を立ち上げ、実効性のある会議になるよう期待いたしまして、私の賛成討論といたします。

議員皆さまのご賛同をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

この表決は、起立によって行います。

まず、議案第 47 号、小値賀町子ども・子育て会議条例案に対する修正案について、本修正案に賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、修正案は、可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について、起立により採決します。

修正議決した部分を除く部分については、原案のとおり決定することに、賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、修正議決した部分を除く部分は、原案のとおり可決されました。

よって、議案第 47 号、小値賀町子ども・子育て会議条例案は、修正可決されました。

日程第 3、議案第 54 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

議案第 54 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案の提案理由のご説明をいたします。

先に議決をいただきました議案第 47 号、小値賀町子ども・子育て会議条例に関連して、新たに委嘱される子ども・子育て会議委員の報酬を規定する必要があるため、報酬条例に新たに項を加える改正でございます。

施行日については、平成 26 年 7 月 1 日としております。

新旧対照表を添付しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 54 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 54 号、小値賀町各種委員等報酬及び費用弁償条例の一部を改正する条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、報告第 2 号、平成 25 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを議題とします。

報告についての説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 報告第 2 号、平成 25 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書につきましては、繰越額が確定いたしましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により、ご報告いたします。

全部で 4 件の繰越事業の内訳は、総務費関係の過疎集落等自立再生対策事業 1,110 万円は、25 年度補正予算 6 号に計上しましたが、国の補正予算にかかるもので、柳、柿の浜海水浴場の整備事業、柳地区住民センター周辺の整備事業が主な内容でございます。

民生費関係の子ども・子育て支援新制度システム導入事業につきましては、詳細な資料を決めるために時間を要し、繰り越すものでございます。

漁港事業、農業用施設災害復旧工事費につきましても、年度内の竣工が見込めないことによる繰越事業でございます。

翌年度繰越は、総額で 4,650 万 2,000 円で、財源内訳としましては、国費が 1,000 万円、県費 2,328 万 7,000 円、地方債 960 万円、一般財源 361 万 5,000 円でございます。

以上、繰越明許費繰越計算の結果をご報告いたします。

議長（立石隆教） これで報告の説明を終わります。

ただいまの報告に、質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で、平成 25 年度小値賀町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についてを終わります。

日程第 5、議案第 48 号、小値賀町地区住民センター等整備事業分担金徴収条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 48 号、小値賀町地区住民センター等整備事業分担金徴収条例案について、ご説明をいたします。

本条例案は、先の 3 月議会においてご承認いただきました小値賀町地区住民センター等設置及び管理に関する条例及び地区住民センター等の指定管理者の指定についてに関連してのご提案でございます。

町所有になっている 6 地区の住民センター等が、改修や補修等を行う場合、事業主体が小値賀町になることで、従来、地区に補助金として支出していた金額を町が負担し、残りの金額を逆に分担金として町が当該地区から徴収するため、地方自治法第 224 条の規定により、本条例案を提案するものでございます。

なお、地方自治法第 224 条の規定は、利益を受けるものの、一般に言う利益を受けるもの、普通に言われます受益者からその受益の限度において、分担金を徴収できることになっております。

なお、条文の詳細につきましては、担当より説明をさせますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 補足説明をいたします。 教 育 次 長

教育次長（田川幸信） 条例の条文について、ご説明申し上げます。

まず第 1 条は、上位法令の地方自治法の規定に基づき、分担金の徴収をする旨の趣旨を明示しております。

第 2 条は、分担金の徴収に関する事項で、指定管理を受けているものから徴収するといたしております。これにより、本条例案の適用は、町内 6 地区の住民センター等が対象ということになります。

第 3 条は、分担金の額の範囲を定めたものであります。

第 4 条は、分担金の徴収方法でありまして、分担金は一時支払とし、但し書きで分割支払も可能といたしております。

第 5 条は、分担金の免除等を明記しておりまして、災害等に起因した補修等

の場合の免除と徴収の延期ができることを謳っております。

第6条は、委任事項を謳っております。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するをいたしております。

以上、補足説明を終わります。

議長（立石隆教） これで補足説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小 辻 議 員

6番（小辻隆治郎） 今まで指定管理というものがなかったもので、例えば指定管理以外の公民館の場合には、地元負担というような形で、分担金みたいな形で取られておりました。それとほとんど同じ条件になりますか？

議長（立石隆教） 教 育 次 長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

小値賀町教育振興費補助金で、これまで対応しておりましたけども、地区の負担率については、通常の場合は同一の率となります。

議長（立石隆教） 近 藤 議 員

1番（近藤育雄） 関連になるかもしれませんが、第3条について、最後のほうなんですけど、「当該整備事業に要する費用につき町が負担する額の全部又は一部に相当する額とする。」とあります。全部と一部というのは、町が100万負担した場合、その全部というのは100万を負担してもらう。一部というのは数割を負担してもらうという意味でしょうけども、全部負担ということがあるわけですね？ここら辺をちょっと、内容の説明をお願いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） 私のほうから説明します。

これは全部又は一部ですから、全部から一部まで入るということで、滅多にないかもしれませんが、そういう場合は例えば過失で何か起こしたっていう時は、すいませんけど全部負担してくださいよっていうことが起こるかもしれないということで、100%から0%を含んでいるという意味で、幅広くという意味で、こういう書き方になっております。

もう一つは、例えば消耗品とか、そういう時には全額負担していただくこともあるということで、幅広く、負担の割合は、条例ではそういうふうに謳うということでございます。

議長（立石隆教） 宮 崎 議 員

3番（宮崎良保） ただいまの町長の答弁によりますと、全部から一部まで幅広くということでしたが、第1条の中にですね、「地区住民センター等整備事業に対して、費用の一部を分担金として徴収する」と書いております。この文章に当てはめると、その全額負担ちゅうのはちょっとおかしいのではないかと思

うのですが、いかがでしょうか。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） すいません、ちょっと説明が悪かったみたいで。

分担金については、ということでございます。

議長（立石隆教） 今の説明ではちょっと変ですから、併せてちょっと専門的に説明して。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） この文章を読めば、その分担金の全部ですね。

議長（立石隆教） 今のでよろしいですか？皆さんお分かりですかね？

宮崎議員

3番（宮崎良保） 確認しますけど、第1条は費用の一部を分担金ですよ？で、3条においては、その分担金の割合は一部から全部ということ、ということの解釈でよろしいんですか？

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 地区住民センターにつきましては、教育委員会というのか、地区の問題もありますので総務課の方もちょっと関わってきますので、一緒になって検討したところなんですけど、ここで言うところの町の財産として住民センターを持っている時に、一部、今までであれば自分たちで修繕をしている部分があったかなと思う。小規模の修繕についてはですね。そういったものについては、やっぱり町が何もかも出すのではなくて、一般の地区が所有する公民館と同じように合わせないと、町の施設だから全部、一部分担金で町が全部やるっていうふうになりますと、不平等感が出るということもございますので、場合によっては、先程町長が申しましたように、消耗品に近いようなものについては分担金徴収条例とは言いながらも、全部を地元からいただく場合があるというふうな意味合いで、3条はなっております。確かに1条と少し文言が、そういうふうに言われるとちょっと厳しいところがあるんですけども、そういう意味でございます。

議長（立石隆教） いかがですか？お分かりですか？ご理解いただけましたかね？私は理解できないんですけど。もう少し、教育次長、何かこういうケースがこうなんですっていう具体的なケースはないんですか？

教育次長

教育次長（田川幸信） この条例案の提出前までは、補助金で対応をしていたわけなんですけども、例えば先程、小辻議員からの質問がありましたとおり、負担率、補助率とこの分担金の徴収率、要するに地元が負担する率については、補助金の率と変わらない。逆のパターンにはなりますけども、例えば付帯工事等も存在するかもしれません。そういった場合には、また、公民館自体ではな

くて付属施設というようなことも考えられますので、そういった場合において、ここでこのような表現をしております。

議長（立石隆教） 宮崎議員

3番（宮崎良保） 説明を受ければ受けるほど何か頭が…。文言としてはですね、1条は住民センターの整備事業に対して費用の一部を分担するっちゅうことが1条なんでしょ？3条はその分担の中で地元の負担割合が一部又は全部ですよっちゅうことで解釈すれば、それでいいんですよね？はい、分かりました。

議長（立石隆教） しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 26 分 —
— 再 開 午 前 10 時 30 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

ほかに質疑ありませんか。

小辻議員

6番（小辻隆治郎） 先程、町長は、もし過失の場合は、例えば指定管理のある公民館が焼失した場合、全額町が負担するというお話だったんですけども、ちょっと確認の意味で。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） そういう意味じゃないんですけども、いろいろな場合が考えられるから、例えば誰かが放火してその人に損害賠償を請求するとか、そういう場合もあるはずでしょうから、これが全部っちゅうのはそういう意味で100、100が全部でしょうから、だからさっきから言いますように、それから100からパーセントはずっと下がってきますよ、という意味で申し上げたんで、そういう意味ではございません。

議長（立石隆教） 小辻議員

6番（小辻隆治郎） 少しこの条例案から外れるんですけども、関連でちょっとお伺いしますけども、通常の指定管理じゃない公民館がですね、そういう場合になった時に、町としての対処はどうかさるおつもりですか？

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） その時はその時になってから考えるべきだと思いますんで、この条例案とは直接は関係ないようですので、その当時の判断にらせていただきます。

議長（立石隆教） 教育次長、今のケースで、このセンターじゃなくて従来の公民館のケースでそれに100%をやるといようなことについては、実施したケースはない？ありやなしや？

教育次長

教育次長（田川幸信） お答えします。

私が知っている限りではありません。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第48号、小値賀町地区住民センター等整備事業分担金徴収条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、小値賀町地区住民センター等整備事業分担金徴収条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第49号、小値賀町旧斑小学校特産品開発加工室条例案を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第49号、小値賀町旧斑小学校特産品開発加工室条例案について、提案理由のご説明をいたします。

普通財産である旧斑小学校につきましては、校舎の一部を落花生の加工場として既に利用しているところでありますが、雇用創造協議会を中心とした商品開発の推進のため、25年度に教室の一部を改造し必要な備品を備え、保健所の許可を得ることで、いよいよ稼動する運びとなっております。

この加工室につきましては、議会においても一般町民の利用についてのご意見があったところがあり、雇用創造協議会や担い手公社のほか、今後、起業を目指す方とか町民の方々が広く利用できる形となることを考えております。そのためには、旧校舎の一部を公の施設として明記し、指定管理等により運営できるように、関係条例を整備する必要性が生じたので、本案をご提案するものでございます。

以上、提案理由をご説明いたしました。

よろしくご審議の上、適正なる決定を賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小 辻 議 員

6 番 (小辻隆治郎) ここで生産される品物の試作品を、そういうあれを、昨日ちょっと担当の方から見せてもらったんですけども、確認です。これはもう試作品に限るということですね？

議長 (立石隆教) 総務課長

総務課長 (中川一也) お答えいたします。

議員の皆さまも現場の方を確認されたと思いますけども、大量に作れるような状況ではないかと思っております。ただ、どのレベルまでを試作というのかという時に、やっぱりモニタリングとか、そういった商品の評価をしなければいけないので、ある程度まとまった数を、例えば町内である程度のところまで行き渡るような、行き渡るっていうか、評価ができるようなぐらいまではあそこで作る可能性はあるかと思っております。その辺は担い手公社の方に確認をしないと正確な答えにはならないかと思っておりますけども、また後ほど確認して、そのことについてはお答えしたいと思っております。

議長 (立石隆教) 小 辻 議 員

6 番 (小辻隆治郎) まあ、確認するまでもないとは私としては考えますけども、本格生産すると、個人が一応、試作品、そしてある程度の目処が付いたら本格生産するということになれば、そこでは遠慮してもらおうというような形になるのかなというふうに、自分としては判断しますけども、その点と。もう一つ、昨日行ったところ、どうも雨漏りがあってちょっと危険かなというような、2階のほうに行くにしてもひび割れが、前行った時にあったと思います。そういう場所に、ああいう公的な施設を造ること自体がいいのだったのかなというような気もしますけども、もし事故があった場合にどういう形になるのかなと思っておりますけども、どうお考えですか？

議長 (立石隆教) 総務課長

総務課長 (中川一也) 今、議員がおっしゃったようなことにつきましては、役場内でも何度か、そういった議論があったところがございます。ただ、雇用創造協議会の活動っていうのが26年度までということもございまして、早急にそういった作業場が必要だというのが一つございましたので、比較的金をかけた状況で教室を改造してやったところがございます。で、実際にお金のかかった部分というのは、備品関係でございまして、移動することができるような品物がかなり多くあります。そういうことで、今後、本格的な加工室とか加工場とか、そういったものが整備された時には、ほとんど斑の品物を移動することが可能ですので、そういったことも考えて、長期間あそこを活用しようという考えは、今のところ持っておりません。

議長 (立石隆教) 小 辻 議 員

6番(小辻隆治郎) あんまり長期間がどのくらいか、よく分からないんですけども、仮に例えば3年、4年というような話になるとですね、例えばあそこの水漏れのところから、全体が落ちるということはまずそういう前触れがあるでしょうけども、その前触れの時ですね、コンクリート片が落ちたとかいうようなことがあれば、ちょっと由々しい問題かなと思います。その辺の判断はどのようにお考えですか？

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) お答えいたします。

鉄筋コンクリート構造物ですので、そう簡単に落ちるっていう事例は、外壁が剥がれ落ちるケースはあっても、天井が落ちるケースはあんまり今まで小値賀町内でもなかったもので、そういうことはまず無いのではないかと考えていますけれども、その辺りにつきましても、建設課と担当と確認をとって、いろいろと危険なことが起きないように措置を検討したいと思います。

議長(立石隆教) 小辻議員

6番(小辻隆治郎) あそこの辺がちょっと危ないのなら別の入り口を設けるとかですよ、当座としてあそこが一番危ないかなと思いますけども、別のところから入るとか、そういうような仕組みも少しは念頭に置いた方が、念のためです。自分としてはまさかないだろうというような予測っていうのは、いつ予測が…。崩れた場合の話ばしよとです。

議長(立石隆教) 総務課長

総務課長(中川一也) 議員のおっしゃるように、危険箇所につきましては今一度確認をして、対応等、必要なものは検討したいと思います。

議長(立石隆教) ほかに質疑ありませんか。 近藤議員

1番(近藤育雄) 昨日、議員全員で施設は見させていただきました。

この運用上の問題なんですけど、先程、総務課長の答弁にもありましたように雇用創造協議会、これは今年度で事業としては終わるわけですけども、今、積極的に新商品開発に取り組んでいるようです。まだ開発済みの物もあれば、今から開発しようという意気込みも感じられます。やはりちょっと、広いようで、見てみたら、手狭な部分もあるのかなという気がしますが、7月1日から一般にも開放というか、受付制でやるということなんですけど、雇用促進するという地域の声というか、そういう対処もあるんでこういう日付にしたのかもしれませんけども、バッティングというのが考えられそうなんですよね。指定管理を受けるようになると思うんですけど、担い手公社の方が。そういった、どっちが優先とかはなかなか言いにくいんでしょうけども、その期限切れが迫っている中で、新商品を何点か開発しなくちゃいけないっていう使命感にとらわれてると思うんですよ、彼らも。そういったことの雇用創造協議会、どつ

ちも町長が代表して理事長されてるんですけども、今現在のメンバーとのコンセンサスとか同意とかいった説明などは、十分に行われているんでしょうか？ちょっと気になるところなんですけど、お答え願います。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） おっしゃるとおりなんですけども、この前、この指定管理に関しまして、わざわざじゃなかったんですけど理事会がありまして、その時にこの雇用創造協議会ですか、ここで開発していた品物のサンプル等もを見せていただいて、これから、7月から製品化する物もあります。そういうことで、この加工室を利用して、我々の目的は起業家を育てると、起業をしていただくというのが大前提でやってたんですけども、なかなか一つの単品ではちょっと商売にならないのかなというところがありますんで、また3月まであるわけですけども、そのあとについては今後、協議をしたいと思っておりますけれども、なかなか優秀な人たちが来ておられますんで、何らかの形で今後も携わっていただければなというのが私の今の気持ちですけども、これからのことについては、また関係者とも協議をしていきたいと思っております。雇用創造の中の一環として、この特産品の開発をやりまして、それで3年間で100%補助事業でやっておりますんで、中途半端なところもあったかと思っておりますけども、一応、今年度で切れます。そういうことで、このあとについては、これから協議をさせていただきたいと思っております。

議長（立石隆教） 近 藤 議 員

1 番（近藤育雄） はい。是非、雇用創造協議会との説明च्छゅうか、そこら辺はしっかりとお願いいたします。

それと使用料金なんですけども、半日で800円、1日で1,600円という、あの設備から考えたら安く設定されたなと。やっぱりこれは起業家を育てるという意味が町側にも入っていると思っておりますけども、この料金設定の、根拠とまでは言いませんけども、考え方についてお伺いいたします。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

一つは前方婦人の家、そういったものが実費ということで、ガスの使用相当とか、そういったものが参考としてありました。それともう一つは、平戸市の大島村も同じような加工の施設がありまして、その料金もそういったような状況だったので、その辺で、これぐらいだったら出せるのかなというふうな気持ちも持っております。また、場合によっては減免ということも条例の中に謳っておりますので、そういったことで、実際に運用しながら場合によってはそういった料金の見直しとかいったことも、今後必要になってくるのかなと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 末永議員

4番（末永一朗） この加工品が農水産物になってるんですが、昨日、担当者ともちょっと話したんですが、水産物にしてはなかなか捌いたり何だりするところが難しいから、保健所が通らないんじゃないかなっていうことを聞いたんですけど、先々その辺はどう考えてますか。

議長（立石隆教） 町長

町長（西浩三） 水産物についてはですね、ちょっと、あの同じ部屋でやるとか、そういうことについては大変厳しいものがあるとか聞いております。そういうことで、いずれ、総合計画にも上がってますように、加工場を造るときにその中に造れないかなという話もぼちぼち出てきておりますので、そこで対応させていただいたほうがいいのかなと、そのように思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 宮崎議員

3番（宮崎良保） 利用時間について、お伺いいたします。

この中では、「午前8時から午後5時までとする。」と書いてありますけども、一般の人たちが利用する時には、通常の業務が終わったあと5時過ぎにお借りするっちゃう件が多々あるかと思えますね。この場合、「町長が特に必要と認めたときは、これを延長し、又は短縮することができる。」と書いてありますけども、管理は指定管理者が行いますので、町長だけに報告して、指定管理に報告をするのか、その辺の管理状況についてちょっと伺いたいと思います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

加工室自体が町の施設であり、指定管理をするということになっておりまして、町も確認をしたいというようなこともございます。通常の運用であれば、指定管理のほうがほとんどやると。ただ特殊な事情については、やっぱり役場のほうも、町のほうも把握しておきたいというようなことがございます。場合によっては、やっぱり夜間とかってというのは、何か事故があった時に対応に非常に苦慮するような問題もありますので、そういったことについては活用できるような条件のもとに、少し手続きが必要になってくるということがございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 49 号、小値賀町旧斑小学校特産品開発加工室条例案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、小値賀町旧斑小学校特産品開発加工室条例案は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 52 号、小値賀町旧斑小学校特産品開発加工室の指定管理者の指定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第 52 号、小値賀町旧斑小学校特産品開発加工室の指定管理者の指定について、提案理由をご説明いたします。

旧斑小学校の加工室につきましては、平成 25 年度で雇用創造協議会の特産品と加工事業の拠点として整備したところでございます。その設置及び管理について議案第 49 号でご提案し議決していただきましたが、以前にも議会においても質問があり、一般住民の方も特産品開発による地域振興や起業のために本施設を利用できるようにしたいと考えておりますが、町が直接管理するのではなく、指定管理者を指定して管理運営を行うことにしております。

指定管理につきましては、小値賀町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例により、公募するのが一般的でございますが、当面、雇用創造協議会の利用が主となると思われることや、現在、担い手公社が旧斑小学校内で落花生の加工をやっていることから、今回の加工室についてはその管理上、担い手公社に指定管理をすることが効率的だと考えますので、公募によらない選定として小値賀町公の施設にかかる指定管理者の指定手続き等に関する条例第 5 条を適用し、町の出資団体であります一般財団法人小値賀町担い手公社を指定管理者として指名するものでございます。

以上、提案理由を説明いたしました。

よろしくご審議の上、適正なるご決定を賜りますよう、お願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

近 藤 議 員

1 番（近藤育雄） この加工室の 1、加工室の 2 についての指定管理だと思いませんけども、関連として質疑をさせていただきます。

昨日、現場視察したんですけども、外庭、グラウンド、もう夏草がだいぶ生えてきてるんですよね。以前、教育委員会が学校施設としてしばらく管理してた経緯がありますね。今はもう町有地、町のものになってますんで、総務課管理だと思えますけども、食品を作るところです、あの状態はやはり好ましくないです。今後、斑の老人会が一時期、グラウンドゴルフのために整備しとった時期もあるようですが、それも多分もうなされてないんじゃないかなと。外庭、グラウンドをそのままにした状態で、これを一般町民にもオープンにするという状況に、このままいけばですね、なると思うんで、そこら辺のメンテナンスの関係はどう思っておられますか。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

旧斑小学校は、現在、普通財産として総務課のほうの管理になっておりますけれども、今おっしゃったように、私たちも行くたびに非常に見苦しいなという気持ちは持っております。ただ、適正に管理するためには、そこに労務費をつぎ込んでやらなきゃいけないということもございますので、どの程度やればいいのかっていうのをちょっと考えながら、町が直接雇用している労務班もいますので、その辺と協力しながら必要最小限の管理はやっていきたいと思えます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号、小値賀町旧斑小学校特産品開発加工室の指定管理者の指定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号、小値賀町旧斑小学校特産品開発加工室の指定管理

者の指定については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 10 時 56 分 —

— 再 開 午 前 11 時 5 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 8、議案第 50 号、平成 26 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 50 号、平成 26 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

行政報告でも述べましたように、離島活性化交付金にかかる事業のほか、海岸漂着物対策事業、平成 29 年度から本格的にスタートする社会保障・税番号制度に向けたシステム環境整備などが今回の補正予算の主な内容でございます。

離島活性化交付金につきましては、特に小離島の物流の効率化向上のために、バックホーを大島及び納島に整備する事業費 2,332 万円が主なものでございます。また、海岸漂着物対策事業についても 2,000 万円を追加計上しております。その財源につきましては、国・県補助金のほか、特別交付税を予定しております。予算書 1 頁第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,904 万円を増額し、補正後の一般会計予算総額を 29 億 2,904 万円とするものでございます。

以上、提案理由をご説明いたしました。詳細については担当より説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） それでは、事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

7 頁、9 款、1 項、1 目・地方交付税は、特別交付税 1,690 万円を増額し、地方交付税の総額を 15 億 6,690 万円としております。

13 款・国庫支出金、2 項・国庫補助金、1 目・民生費国庫補助金を各節のとおり 70 万 2,000 円、6 目・教育費国庫補助金を 8 万円増額。7 目・総務費国庫補助金は、離島活性化交付金 1,498 万 2,000 円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金 489 万 4,000 円を補正し、補正後の 2 項・国庫補助金を 1 億 6,143 万 9,000 円としております。

14 款・県支出金、2 項・県補助金は、3 目・衛生費県補助金で海岸漂着物地域対策推進事業費補助金 2,000 万円を増額。6 目・土木費県補助金を 130 万 9,000

円増額し、補正後の県補助金を1億8,660万6,000円としております。

19款・諸収入、4項、5目・雑入は、自動車リサイクル支援金ほか17万3,000円増額し、補正後の額を3,477万8,000円としております。

歳出に移ります。

1款・議会費は、各節のとおり39万円補正し、5,966万9,000円としております。

2款・総務費、1項・総務管理費は、1目・一般管理費で社会保障・税番号制度システム改修委託料670万円補正。5目・財産管理費を10万円補正。6目・企画費は、航路対策協議会の開催経費を各節のとおり29万8,000円補正。8目・空港費は、社会保険料等の節間組替で4万1,000円増額。補正後の1項・総務管理費を3億2,233万1,000円としております。

3款・民生費、1項・社会福祉費は、9目・臨時福祉給付金で各節のとおり18万9,000円増額し、補正後の社会福祉費を3億4,133万1,000円としております。2項・児童福祉費、1目・児童福祉総務費、子育て世帯臨時特例交付金の節間組替ほか、51万3,000円を増額。2目・母子福祉費は児童扶養手当の精算返還金107万9,000円を補正し、補正後の児童福祉費を6,900万8,000円としております。

4款・衛生費、1項、3目・環境衛生費は、小値賀町重点区域海岸漂着物地域対策推進事業で委託料ほか各節のとおり2,000万円を計上し、補正後の保健衛生費を1億8,415万3,000円としております。2項・清掃費は、1目・塵芥処理費を14万5,000円増額し、補正後の額を1億4,200万1,000円としております。

5款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業振興費は、小離島の流通省力化・効率化のためのバックホー購入補助や改田組合の水中ポンプ更新補助等2,432万9,000円増額し、2億5,239万9,000円としております。3項・水産業費は、小値賀港旧ターミナルビルの解体設計業務が主な内容で、各目のとおり209万3,000円を補正し、補正後の水産業費を2億1,424万7,000円としております。

6款、1項・商工費、3目・観光費は、離島活性化交付金への財源組替でございます。

7款・土木費、1項・土木管理費、1目・土木総務費は、住宅リフォーム補助金150万円を補正し、1億9,831万4,000円としております。

9款・教育費、7項・社会教育費、1目・社会教育総務費は、木場地区公民館改修工事費補助金ほか105万1,000円、5目・文化財保護調査費を9万2,000円、7目・世界文化遺産登録推進事業費40万円増額し、補正後の社会教育費を1億7,467万7,000円としております。8項・保健体育費、1目・保健体育総務費を12万円補正し、1億9,455万3,000円としております。

以上で補正予算の説明を終わります。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第9款・地方交付税

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第13款・国庫支出金 浦 議員

7番（浦 英明） 7目の離島活性化交付金、これの充当先をお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 充当先ですけれども、8頁の企画費に充当しております。

企画費の国庫支出金のところですね。それから児童福祉費の児童福祉総務費、9頁の81万の中に充当しております。それから10頁の農業振興費の1,100万。それから観光費の104万1,000円です、同じ頁の。それから世界文化遺産登録推進事業費の75万、ここにも充当しております。

議長（立石隆教） 浦 議員

7番（浦英明） 私も大体計算してみたんですけども、ちょっと分からないところがありましたので、今、児童福祉費のところ81万言われましたけども、この分のところがちょっと違っておったかなと。この中でこれがやっぱり29万7,000円、これに充当してるのかなと思ったものですから、分からなくて聞いたんですけども、確認の意味でまたお尋ねします。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

児童福祉費の81万のうちですね、子育て支援事業ということで45万円を充当しております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、第14款・県支出金 浦 議員

7番（浦 英明） 海岸漂着物の補助金がですね、2,000万ありますけども、これは当初で一応、600万上がっております、その時の説明が、野崎に続きまして今度は本島で行うと、そういうふうな説明でありましたんですけども、今度の2,000万の内容をお尋ねします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

当初で600万組んでまして、島内一円を回収するという予定でしたんですけど

れども、さらに 2,000 万、今度、補正予算がつきましたので、離島も含めた町一円全部を実施したいというふうに思っております。

議長（立石隆教） 浦 議員

7 番（浦 英明） これは、当初予算の時に私もちよつとよく見てなかったんですけど、今回 2,000 万は大体、全額に近いような割り振りというふうになってますけども、大体そのような内容でいいんですか？当初予算の時の…まあ当初予算をここで聞く必要はないんですけども、今回 100%の事業費というふうになっておるような関係から、確認の意味でお尋ねします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

今回 2,000 万補助金がついてるんですけども、100%補助です。それで当初 600 万でお話したような内容で今回も行いたいというように思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 19 款・諸 収 入

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・議 会 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第 2 款・総 務 費

小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） 13 節の委託料ですけども、もう 1 度、社会保障・税番号制度の内容をちょっと教えてもらえればと思います。

議長（立石隆教） 総務課長

総務課長（中川一也） 社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度なんですけれども、これがなかなか説明が非常に難しいんですけども、法律の名称を言えば、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という名称でございます。

国民一人ひとりに個人番号を付して、住民基本データ、税務データ、保険データ、福祉のデータ、介護データ、年金データなどを紐差しにして一元的に管理できるようにする制度で、全てコンピュータ管理というようなものでございまして、そういうことになりますと、全ての今動いてる小値賀町の各種システム自体が全て改造が必要になってまいります。そういった作業に今から入らないと、これは平成 28 年 1 月から利用開始、平成 29 年 7 月からは全国ネットワ

一クでもうネットワーク化されるというスケジュールで動いておりますので、もう26年度、27年度にそういったいろんなシステムの改修作業が入るということでございます。

議長（立石隆教） 小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） 一応、その説明で納得しましたけども、いずれにせよ番号によって個人が特定され、それで例えばですよ、個人の滞納、国税、県税、町民税、全てが分かるという形になつとですかね？

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） おっしゃるように、そういったものが追跡できる格好になるもんですから、特に年金が、勤め先が変わったりなんかして不明になった年金っちゅうのが大きな社会問題になりましたけれども、そういったものがきちんとできることと、それから税情報から追っかけて不正がしにくくなるような、そういうふうな狙いが国のほうにはあるのかなというふうに考えております。

議長（立石隆教） 小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） まあ、町に聞くような問題ではないんでしょうけど、秘密保護みたいな、これが1回ばれてしまえば、もうすつとんばつたんっちゅう話で、個人情報なんか全て漏れてしまうっちゅう話でしょうけども、まあともかくお答えをお願いします。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） 併せてですね、今おっしゃったような特定個人情報保護評価というのが非常に重要になるということで、その作業がまず最初に町に求められるような状況になっておりまして、国もやっぱりそういうことを一番恐れてますので、簡単にずっと追いかけていかないように、ものすごい複雑な暗号をして一つ一つの情報が、特殊なものではないとできないような、非常に複雑なシステムになるようでございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

総務費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に、第3款・民 生 費

民生費、ありませんか。

岩 坪 委 員

8 番（岩坪義光） 民生費の中の児童福祉費のほうですね、2項の。母子福祉費の中で、総務課長が説明の中で、23 節、償還金、利子。精算のために返還いたしましたという話がありましたけど、これのちょっと詳しい説明をお願いします。

議長（立石隆教） 福祉事務所長

福祉事務所長（植村敏彦） お答えいたします。

児童扶養手当につきましては、児童扶養手当の支給が4月と8月と12月の3回に分けて1年分貰うようになってるんですけども、4月の支給分については前年度の12月、1月、2月、3月というのを4月に支給することになってるんですけども、うちが福祉事務所を設置したことによって、児童扶養手当についてはですね、小値賀町のほうで支給するっていうことが初めての事務が発生したもので、そういう事務の不慣れもありまして、本来、先程言いましたとおり12月から11月分を1年分ということで補助金の請求をするわけなんですけども、昨年度25年度については、小値賀町は本来であれば12月から3月の分については県がもう支給してますので、県のほうで補助金請求すべきところだったんですけども、そういうことで、うちはちょっと1年の捉え方をですね、4月から3月分ということで考えておりましたので、25年度については、4月、そうですね、今年度の12月から3月分までも含めて補助金請求してたもんですから、12月から3月分については、26年度に請求すべきだったところを25年度で請求してたもんですから、過剰に貰ってたっていうことで、今回、その分を返還するということになります。で、3月から12月分については26年度で新たに請求しますので、その分について小値賀町が貰い損ねるっていうことはありません。

以上です。

議長（立石隆教） 岩坪委員

8番（岩坪義光） 今の説明で大体分かりますんですけども、当初予算でも結構、多額予算がされておりましたので、児童はそげん変わらんはずとになあと、私は思い思い、当初予算でしていたんですけども、今度こういうふうに100万ばかり償還金が出たもんですから、あら、これ、当初予算で計上してるあれより今度はまた子ども数がガクッと減ったのかなと思ひしよったんですけど、そちらの事情で分かりました、今の話で。今後、よろしくお願いします。

議長（立石隆教） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次に移ります。

第4款・衛生費

衛生費、ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 無いようでしたら、次に移ります。

第5款・農林水産業費

小辻議員

6番（小辻隆治郎） 離島流通効率化事業でバックホーを買うということなんですけども、ちょっとお伺いしますが、バックホーには免許があると思うんですけど、免許持ちは大島、納島、おられるんですか？

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） それぞれにあります。

議長（立石隆教） 小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） おそらく全部が全部おるというわけじゃないんでしょうけど、一応、町としては町の買った品物に対しては正式なやり方でやると。例えば免許持ちでない人が操縦して事故を起こしたとなると、ちょっと由々しい問題ですから、その辺の指導はいかがですか？

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 一応、その配備するところは納島と大島ですけども、その地区で管理をしてもらうということで、対応したいと思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 伊 藤 議 員

9 番（伊藤忠之） ただ管理するということは、例えば倉庫とか何とかも予算の中に入ってるんですか？

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） いや、倉庫については入っておりません。

議長（立石隆教） 伊 藤 議 員

9 番（伊藤忠之） ということは、雨ざらし陽ざらしになるわけですか？

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） その辺のところはですね、各地区で正しく管理をしてもらうということで、地区にお任せをしております。

議長（立石隆教） 伊 藤 議 員

9 番（伊藤忠之） 去年でしたかですね、納島に出前議会で行った時に、納島が家屋がほとんど崩壊してるところもあるし、ユンボがあれば便利かなという意見もありましたんですよね。いや、ちょっと町長、黙って聞いててください。それで、例えば、あくまでも農産物の積み下ろしだけですね？それもちゃんと確認しといてください。

議長（立石隆教） 産業振興課長

産業振興課長（西村久之） 流通コストの関係で購入するわけですので、その趣旨は守っていただきたいというふうに思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第6款・商 工 費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 次に移ります。

第7款・土 木 費

伊 藤 議 員

9番(伊藤忠之) この19節の補助金ですけれども、リフォームの150万の補助金で大体何軒ぐらいリフォームする予定でありますか？お願いします。

議長(立石隆教) 建設課理事

建設課理事(蛭子晴市) お答えいたします。

このリフォームには、補助の対象としまして3つの形がありまして、バリアフリー安全型、省エネルギー型、防災型の3つの形があります。それぞれ補助額がありまして、件数にしましたらそれぞれ10万円以内と限度額があります。ですので、それぞれを足して150万円の予算化ということで、15件という計算ですけれども、リフォームによってはそれぞれの形を一緒にすることもできますので、軒数と言われますと、どういうふうに重なるかによって変わってくるというふうに思っております。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

土木費、ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 次に移ります。

第9款・教 育 費

伊 藤 議 員

9番(伊藤忠之) この教育費の補助金で一番上にあります小値賀町PTA連合会の補助金が、これまた補正で出てますんですけれども、これは昨年も、平成25年度もですね、当初予算ではなくて、やっぱり補正1号で計上してるんですけど、これは当初予算では出せないんですかね？

議長(立石隆教) 教育次長

教育次長(田川幸信) 今回の小値賀町PTA連合会活動費補助金については、当初予算で計上すべきものを計上をもらっておりまして、今回、計上させていただいております。

議長(立石隆教) 伊藤議員

9番(伊藤忠之) 今回上げたということなんですけれども、何か平成25年度もやっぱり補正1号で上げとるんですよね、このPTAの分は。だからほんと、当初予算で上げれないのかなと思いますけど、もう1度確認のためお願いします。

議長(立石隆教) 教育次長

教育次長(田川幸信) お答えいたします。

昨年度の当初予算につきましては、通常1月末に編集を終えて3月議会でご承認をいただき、4月1日から予算執行が開始されるわけなんですけれども、毎年4月末ごろを目処に各補助金支給団体から前年度の実績報告及び決算書の報告を求めています。

平成24年度4月に報告をしていただきました平成23年度小値賀町PTA連合

会補助金実績報告で、その決算額において補助金額と同額程度の繰越金がありまして、当時の事務局に対して児童生徒のために活発な活動を行うように指導をし、翌 25 年度と同補助金に対しては 24 年度の実績報告が提出されてからその中身を吟味し、正当と判断した場合に 6 月補正で対応すると、その旨、当時の事務局を指導いたしました。平成 25 年度 4 月に提出された 24 年度の実績報告では、活動内容、決算額が正当と考えましたので、25 年度については 6 月補正で計上させていただいた経緯がございます。

今回の 6 月補正の計上につきましては、今年度の当初予算に編成すべきところを、前年度の当初予算との比較のみで計上をしております、これは職員を監督指導、また予算額を提出前に十分確認すべき私の責任と感じております。今後こういうことが無いよう、十分、担当にも指導を行いましたし、私も猛省しているところでございます。ご容赦お願いします。

議長（立石隆教） ほかに質疑ありませんか。 **近藤議員**

1 番（近藤育雄） 7 目の世界文化遺産関係で、備品購入費で電柵が 30 万円、需用費も絡んでくるんですかね？10 万円。これは多分、イノシシ対策の電柵かと思えますけども、この具体的な内容を説明願います。

議長（立石隆教） 教育次長

教育次長（田川幸信） お答えいたします。

町長の行政報告にもありましたとおり、野崎島のイノシシ被害は短期間で数多くの石垣の掘削による崩落箇所が随所に確認されております。世界文化遺産候補の選定区域とされております旧野首教会と旧野首集落を早急にイノシシ被害から守るため、一刻を争う状況ということで、今回、補正予算で計上をいたしております。

なお、野首海岸から上がりまして右側にありますキリシタン共同墓地につきましても、世界遺産の選定区域ではございませんけども、小値賀町にとって非常に貴重な文化遺産と考えておまして、電気柵、要するにゲッターコードという電気線、これにつきましては野首教会周辺、学塾の南側合わせて 605 メーター、野首の共同墓地について 65 メーター、それを 2 段に張る予定でございます、全長が約 1,340 メーターになろうかと思えます。それに関連するコード或いはポール、フック等を需用費で計上をさせていただいております。

これに関しまして、その電源でありますゲッターエースというソーラーシステムの電源装置を 3 箇所に設置しなければ電気が通りませんので、その分について備品で計上させていただいております。

以上です。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般についてご質疑願います。

小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） 質問漏れがありましたんで。

3 項の水産業費の 13、委託料。旧ターミナルビルの解体工事設計業務ですけども、これ 200 万とあります。ということは、またあとで取り壊しをするということなんですけども、大体の金額と、それとこれが一般財源かどうか。そしてその後の跡地がどういう形になるのか、ご説明お願いします。

議長（立石隆教） 建設課理事

建設課理事（蛭子晴市） お答えいたします。

この 200 万ですけれども、これは旧ターミナルビルの解体工事の設計業務委託のほうを考えております。補償としましては現在、県の方に算出してもらっている途中でして、まだ額としては分かっておりません。なお、耐震化工事が、今、止まっている途中ですので、早くこの旧ターミナルビルの解体をしなければならぬということで、現段階では一般会計の方で計上させてもらっておりますけれども、補償額等の契約が済みまして、その補償額が入りましたら、予算を変えたいというふうに思っております。

また、跡地利用に関しましては、防災等を主眼にしまして、必要なことを今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（立石隆教） 今の答弁の中でちょっといい間違いがあったね。一般財源と言わないで、一般会計で計上しておりますが、あとで組替をやるというふうに考えておりますという答弁だったんだけど、その一番最初が一般財源って言わないで一般会計って言ったから、一般財源でいいですね？

（建設課理事「はい」）

議長（立石隆教） 今のは一般財源ということでご理解ください。

ほかにありませんか。

岩 坪 委 員

8 番（岩坪義光） 支出の総務費の総務管理費の中で、企画費ですね。この中の報償費 4 万 2,000 円、会議出席謝礼。それから負担金、補助 19 節の、これの説明をちょっとお願いします。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） お答えいたします。

企画費のこの 8 節と 19 節でございますけども、提案理由のほうでも少し触れたかと思っておりますけれども、航路対策協議会、今、実際、九州商船のほうでは分科会でいう格好で立ち上げようとしておりますけれども、それとは別に常設の協議会、上五島航路全体の航路問題を検討する協議会を立ち上げようというふうに思っております、そういったものに対する委員さんの会議出席謝礼と、

それから場合によっては会場が佐世保であったり、新上五島ということもございますので、そういった旅費補助といったものを計上しております。

議長（立石隆教） 岩 坪 委 員

8 番（岩坪義光） 今、総務課長の説明の中で、対策協議会の委員さんの旅費と会議出席の予算と言われましたけども、この対策協議会の委員さんて何人ぐらいおられるんですか？今からでしょうけど。

議長（立石隆教） 総 務 課 長

総務課長（中川一也） 今、企画をしているところでございまして、まだ決まっているわけではございませんけれども、住民の代表であったり、各種、実際の産業界っていうか、物流でいろいろと関係するような団体の人とか、そういった方たちを考えております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。 伊 藤 議 員

9 番（伊藤忠之） これは歳入歳出全般ですので、あんまりいやましく聞くのもなんですけども、とにかくこの協議会はですね、ほんと早めに立ち上げてくださいよ。そうせんと、もうフェリーで困ってる住民がいっぱいおりますので、一つ早めの立ち上げを。町長の答弁をお願いします。

議長（立石隆教） 町 長

町長（西 浩三） ちょっと2、3日前に行政報告をして、ちょっと中身を忘れてますけども、早急に、この分科会とこれと両方あるもんですから、九商の方が来まして、早めにやりたいというのが九商の意向でもありますし、我々も早めに作り上げて、早く造り替えていただきたいと、そのように思っております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

ありませんか。

（「賛成討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 賛成討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 50 号、平成 26 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）を採決します。

この表決は、起立によって行います。

議案第 50 号、平成 26 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第 50 号、平成 26 年度小値賀町一般会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、議案第 51 号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 51 号、工事請負契約の締結について、提案理由のご説明をいたします。

小値賀小中学校給食共同調理場建設工事の入札を 5 月 22 日に行い、株式会社細川建設が落札し、入札書記載金額 1 億 1,850 万円に消費税を加算した金額 1 億 2,798 万円で、5 月 28 日に仮契約を締結していましたが、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本案をご提案申し上げます。

なお、工期につきましては 210 日間、1 月中旬までを予定しております。

以上で、提案理由の説明を終わります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

小 辻 議 員

6 番（小辻隆治郎） 1 億 3,000 万近くで落札のようですが、当初は 1 億 7,000 万予定でした。それからするとコンマ 75 ぐらいで落としたのかなというふうに思います。落札率がいくらなのかと、それから 4,000 万ぐらい余るんですけども、これをどのように今後処理するのか、お伺いします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

今、議員さんがおっしゃられました 1 億 7,000 万の中には、建設工事の本体分と中に入れます厨房機器の分が入っておりますので、今回提案させていただいているのは、本体工事の分にかかるものです。ですので、そんなに執行残が余っているわけではありません。ちなみに、この調理場本体の建設にかかるものについての請負率ですけれども、コンマの 98 程度です。

議長（立石隆教） 小 辻 議 員

6 番(小辻隆治郎) そうすると、あとの残は厨房施設という話になりますかね？

議長（立石隆教） 建 設 課 長

建設課長（升水裕司） あと、残はですね、厨房施設のほうもつい 3 日前ぐらいに入札が終わっております。それで厨房施設の方にも若干、執行残が残っております。今回ご提案申し上げてるこの工事請負に関しては、約 400 万程度、執行残が残っております。それは当初、設計でどうしても予算の関係上みれなかった部分をですね、落として発注している関係上、それを元に戻して使いたいというふうに思っております。

議長（立石隆教） ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号、工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 53 号、財産の取得についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） 議案第 53 号、財産の取得について、提案理由のご説明をいたします。

取得する財産は、西目最終処分場に持ち込まれる草木や家屋廃材等を破砕する移送式木材破砕機で、これから増加すると予想される老朽家屋の解体時の廃材や地球温暖化防止対策への配慮から、これらの廃棄物を破砕処理し、堆肥づくりの原料や堆肥センターの水分調整剤として有効利用することで、循環型社会づくりを目指す取り組みの一環として実施するものでございます。

去る 5 月 23 日に入札を行い、株式会社南陽長崎支店が落札し、入札書記載金

額 1,935 万円に消費税を加算した金額 2,089 万 8,000 円で、5 月 26 日に仮契約を締結しておりましたが、取得価格が 700 万円を超えておりますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定及び小値賀町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定により、本案をご提案申し上げる次第でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

近藤議員

1 番（近藤育雄） 本件については、出前議会でも、ほとんどのところから、どんなものかということ聞かれております。

確認ですけれども、性能については今、町長が述べられたとおりにと思いますが、聞き漏れかな、設置場所は西目なんでしょうかね？それと運転者については、操作者については、今、西目の最終処分場におられる方ということですか？確認いたします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします

設置場所は西目の最終処分場です。それと、運転者は今、西目の管理を行っている方にやっていただくような予定をしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

近藤議員

1 番（近藤育雄） もう一点、確認します。

木材破砕ですから、大きなもの、家なんかでもすごい大きな梁とかいうことがありますけれども、それをそのまま搬入、大きさに関係なく、大きさちゅうても家ですから限度はあるんですけど、そういったのに関係なく持ち込めるのか、確認いたします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

木材の直径には限度がありますけれども、ある程度の大きさのものは直接搬入して破砕するようなことができます。あまり、ちょっと、梁とか大きいやつは一応、割った上で投入するような形になろうかと思っておりますけれども、ひとまず一般の町民の方から西目の最終処分場に持ってきていただく時には、家屋の廃材等であれば、ある程度ですね、大きな金物類は外していただいて、その外してもらった状況でそのまま搬入してもらい、切ったりとかはしないで搬入していただくというふうな形になろうかと思っております。

議長（立石隆教） 近藤議員

1 番（近藤育雄） 大体、分かりました。

そしたら、この分についてはいつからマルエスというか、供用開始ということになるかと思えますけども、その時には町民に対して、いろいろ町民の皆さんも疑問を持ってますんで、きっちりとした回覧とかいうことで周知をお願いいたします。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） 今おっしゃられるとおり、この機械が搬入されて供用開始できるようになれば、その前に「何月何日から」という話で周知を図りたいというふうに思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号、財産の取得についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号、財産の取得については、原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 後 0 時 00 分 —

— 再 開 午 後 0 時 00 分 —

議長（立石隆教） 再開します。

日程第 11、推薦第 1 号から推薦第 3 号まで、小値賀町農業委員会委員の推薦についてを議題とします。

議会推薦による農業委員は 3 人とし、前田猛さん、土川浩子さん、迎広子さんを推薦したいと思います。

お諮りします。

前田猛さんを推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

次に、土川浩子さんを推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

次に、迎広子さんを推薦することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦による農業委員会委員として、前田猛さん、土川浩子さん、迎広子さんを推薦することに決定しました。

日程第 12、発議第 3 号、30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

宮 崎 議 員

3 番（宮崎良保） 発議第 3 号、30 人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案につきまして、提案理由及びその概要をご説明申し上げます。

子どもたちの義務教育は憲法の「教育の機会均等」と「義務教育無償の原則」に基づいて、子どもたち一人ひとりに国民として必要な基礎的資質を培い、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに育てる使命を負っております。

また、豊かな教育の保障は国の社会基盤形成の根幹であり、義務教育の全国水準の維持向上や機会均等の確保は国の責務でもあります。

日本は、OECD 諸国に比べて、1 学級当たりの児童生徒数や教員 1 人当たりの児童生徒数が多くなっており、一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1 クラスの学級規模を引き下げる必要があります。文部科学省が実施した「今後の学級編制及び教職員定数に関する国民からの意見募集」では、約 6 割が「小中高校の望ましい学級規模」として、26 人から 30 人を挙げています。

新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加し、日本語指導などを必要とする子どもたちや障がいのある子どもたちへの対応等も課題となっております。

いじめ、不登校等生徒指導の課題も深刻化し、こうしたことの解決に向けて、計画的な定数改善が必要であります。

子どもたちが全国どこに住んでいても、機会均等に一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請であります。

しかし、GDP に占める教育費の割合は、OECD 加盟国の中で下位となっております。また、三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合は 2 分の 1 から 3 分の 1 に引き下げられ、自治体財政を圧迫するとともに、非正規雇

用者の増大などにみられるように教育条件の格差も生じております。

将来を担い、社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要であり、子どもや若者の学びを切れ目なく支援し、人材育成・創出から雇用・就業の拡大につなげる必要があります。

よって、国におかれては、教育の機会均等と水準維持向上を図るため、少人数学級の推進と義務教育費国庫負担制度の国費負担割合を2分の1に復元することを含め、その趣旨を生かした教育予算の充実を図られるよう強く要望し、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

なにとぞ、慎重にご審議いただき、議員各位のご賛同を賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

土川議員

5番（土川重佳） 私は、30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案に賛成する者です。

義務教育費国庫負担制度は、「教育の機会均等」及び「義務教育無償の原則」として、全国の子どもたちが等しく教育を受けることができるようにするとともに、自治体間における教育水準に格差を生じさせないようにするための制度であります。

国による教育分野の最低保障というべきものであり、地方分権の推進を阻害するものではなく、全ての国民に対し適切な規模及び内容の義務教育を保障することは、国の重要な責務であります。

県・市・町とも財政の厳しい中、全国的な教育水準を確保しつつ、教育予算は未来の先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命であります。

よって、私は、発議第3号、30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求め、長期的展望に立って学校現場に必要な教職員の人員を拡充する義務教育費国庫負担制度について、制度を堅持し、国の負担を2分の1に復元

することの意見書案に賛成いたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第3号、30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第3号、30人以下学級の実現と義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書案は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第45条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第13、町税等の滞納に関する調査の件についてを議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

伊藤忠之、町税等の滞納に関する調査特別委員会委員長

町税等の滞納に関する調査特別委員会委員長（伊藤忠之） 町税等の滞納に関する調査特別委員会について、報告をいたします。

今回、本町における町税等の滞納に関する調査研究を本特別委員会が実施するに至った背景には、各種公費の滞納の急激な増加と国民健康保険税などにみる滞納の長期化、更にこのたび、公債権の消滅時効に関する認識不足が明らかになったことなどがあります。

本特別委員会が調査に当たった、1. 設置目的と経緯、2. 調査期間、3. 開催日、4. 調査対象、5. 滞納や時効に関する法令、6. 滞納金の現状と時効、7.

滞納が生じた時期の分析については、報告書に記載のとおりであります。

本特別委員会は、滞納が発生増加した原因の分析から始め、その内容は、3頁8の「滞納が発生増加した原因」の項にまとめていますが、本町漁業を取り巻く経済的な状況が滞納の背景にはあったと思われるものの、ポイントは、公債権に関する法に則った滞納処分や消滅時効に関する職員の知識不足が根底にあると考えられます。

次に、公債権の消滅時効に至る事案が存在することについて、その原因を分析し、5頁の9の「時効が生じた原因」の項にまとめております。納税者個々の実情に応じて、納税緩和措置を講じ、または、納税誠意がない滞納者には滞納処分を実施するという徴収事務に関する知識と徴収事務に関する手引書の整備がなかったことも原因の一つであります。

次に、滞納金に関する執行上の問題点を6頁にまとめていますが、やるべき手続きの認識やその実行の有無、時効になった債権の不納欠損処理に至る手順の問題点などを4項目にまとめております。これらを調査する過程の中で、住民感情など諸事情があったにせよ、法に基づき自治を行う行政としては、その対応のまずさが浮き彫りになり、いずれも故意や意図的な判断によって行われたものではないが、知らなかったことに端を発する執行上の責任については、強く感じてもらう必要があります。もちろん、チェックする立場にある議会においても、もっと強く指摘し、しかるべき対処を迫らなかった責は改めて肝に銘じるべきです。

最後に、執行機関の滞納整理の方針を聞き、今後の取り組むべき事柄について、9頁の13の「滞納金を減らすための取り組み」についての中で、本特別委員会の提言としてまとめております。

今回の調査研究を行って強く感じたことは、法に基づいた担当職員の実践的な徴収事務能力養成の必要性であります。時効に関する問題にしても、基本的な手続きを踏まなかったケースが随所に見られます。

また、債権管理の正確な理解を深め、徴収事務の把握や時効の中断の措置などはもとより、やむを得ない不納欠損処理であるか、また権利放棄の正当な事案であるかどうか精査し、安易な不納欠損処理を行わないよう、また権利放棄についても十分な説明ができるよう、手続きには気を配るべきであります。

以上のことから、このような債権に関する処理や手順についてなどを規定した「債権管理条例」の制定を行うことを提言いたします。

また、それに基づく徴収事務の手引書の作成も期待するところであります。

特に地方税については、納期内に納税した大多数の納税者との税の公平性を確保するためにも重要であるという観点から、「滞納者に対する行政サービスの制限措置等に関する条例」の制定も検討すべきであることも、併せて提言いた

します。

公債権、私債権の滞納整理事務の一本化も今後検討すべきであり、担当職員の配置についても考慮すべき課題であります。

厳しい財政や職員体制の中で、この滞納問題にどう取り組んでいくのか、難しい課題ではありますが、滞納の問題を総合的に取り組む姿勢も必要であり、議会においても、行政においても、滞納問題に端を発しながら町の主要課題を突き付けられている気がいたします。

今後もそれぞれの立場から小値賀町の将来のために、なお一層の努力をしなければならぬと実感したことを申し述べ、本特別委員会の報告といたします。

議長（立石隆教） これで報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、町税等の滞納に関する調査の件についてを採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、お手元にお配りしました委員会報告書のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、町税等の滞納に関する調査の件については、委員会報告書のとおり決定しました。

これで、町税等の滞納に関する調査を終わります。

日程第 14、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、6 月定例会以降の長崎県町村議会議長会等が主催する会議及び研修会に、議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。
なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。

以上で、今回付議された案件の審議は、全部終了いたしました。
本日は、これにて散会いたします。
ご苦労様でした。

(通年議会試行中で会期中のため、
「各委員会の閉会中の継続調査(審査)」は、無し)

— 午 後 0 時 15 分 散 会 —